

---

**判例評釈**

---

## 車椅子生活者が車椅子のまま公衆浴場に入るのを拒否された事例

—— 障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮 ——

(東京地方裁判所平成 25 年 4 月 22 日平成 22 年 (ワ) 第 27464 号 損害賠償請求事件)

TKC 法律情報データベース文献番号 25512309

角 田 光 隆

### 1. 事実

原告 a (以下、X1 という。) と原告 b (以下、X2 という。) は、被告 (以下、Y という) に対し、主位的に、車椅子のまま浴場に入ることを合理的な理由なく拒否し、その後も X らが浴場に入ることができるように配慮をしなかったことに対して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、予備的に、当該入浴拒否につき説明すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったことに対して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、または、債務不履行による損害賠償請求権に基づき、慰謝料等を請求した。

X らは車椅子生活を送っているが、上半身に障害がないため介助を受けることなく一人で入浴をすることができる。

Y は平成 24 年 3 月 31 日まで埼玉県所沢市において「所沢温泉 湯楽の里」(以下、本件銭湯という。) を経営していた株式会社である。

主位的請求に関連して、X1 と X2 は本件銭湯の会員証を購入し、X1 は入浴を拒否されるまで本件銭湯に 10 回以上、X2 は同じく本件銭湯に少なくとも 4 回入っていたと主張した。X らは Y の従業員が車椅子のまま浴場に入っていることを認識していたと主張した。X1 は平成 19 年 8 月 13

日に本件銭湯の浴場へ車椅子のまま入って入浴した後に、X2は同年9月28日に本件銭湯の浴場へ車椅子のまま入り、車椅子から降りて浴槽に入ろうとした時点で、Yの従業員から浴場に車椅子のまま入ることが禁止されていることを告げられた。

Yは当該禁止処分の理由として、車椅子のタイヤから浴場内にレジオネラ菌が持ち込まれること、車椅子が他の入浴客に接触する危険があることを挙げているが、Xらはレジオネラ菌に対する有効な対策は清掃等による生物膜の発生防止及び除去等であり、車椅子と入浴客との接触は抽象的な危険にすぎないと主張した。

Xらは、Yが車椅子のタイヤを消毒すること、浴室用車椅子を導入すること、車椅子利用者の優先席を設置することなどにより制限的でない方法を探ることができたにもかかわらず、漫然とXの車椅子による浴場内への入場を拒否し続けたと主張した。

したがって、Xらは、Yの行為が憲法第14条1項、障害者権利条約及び障害者基本法を始めとする障害者の福祉に関する法令等の趣旨から不合理な差別であり、社会的に許容し得る限度を超えているのでXらの人格権を侵害するものとして不法行為を構成すると主張した。

このようなXらの主張に対して、Yは、浴場は年齢及び身体的状況等を問わず全裸で入る場所であることから浴場の安全性及び衛生性を保持すべき義務があること、浴場には子、高齢者及び視力の弱い者等がいることから車椅子と接触する等不測の事故が起きる危険性があること、この危険性は他に車椅子利用者又は介護用具使用者がいる場合や混雑状況によっては一層高まること、車椅子は室外を走行することから車椅子のまま浴場に入ることを認めた場合には、浴場にレジオネラ菌等が持ち込まれるなど衛生上の問題が発生するおそれがあることを理由にして反論した。

その他に、YはX1が平成19年8月13日まで、X2が同年9月28日までそれぞれ車椅子のまま浴場に入っていたことを認識していないとし、本件訴訟の和解手続においてXらに対し介添人を付けた上でYが用意した車椅子で入浴するなどの和解案を提示したと反論した。

予備的請求に関連して、Y の説明義務違反について、X らは、本件銭湯には身体障害者用の駐車スペースを設けていたこと、Y は X らが車椅子のまま浴場に入っていることを認識した後も禁止する掲示等をする事なく認めていたこと、X らは Y から会員証を購入していること、X らが車椅子のまま浴場に入ったことにより具体的な弊害が生じた事実はないこと、したがって Y がサービスの拒否をする場合には、その理由を説明する必要があること、X らは Y から会員証を購入して Y との間で会員契約を締結し、Y が当該契約の締結時に X らが車椅子利用者であることを認識していたし、会員契約を締結した日及びその後も X らが車椅子のまま浴場に入ることなどを認識していたことなどを理由にして、Y は X らにそれぞれ受付係で入浴券を提示した時点で車椅子のまま浴場に入ることができないことを説明すべき義務があったにもかかわらず、Y は説明義務を怠ったと主張した。

このような X らの主張に対して、Y は説明義務を負っていたことについて否認又は争い、本件銭湯において会員契約を締結した事実はなく、会員証は料金の割引を受けることができるというだけの割引カードにすぎないと反論した。

## 2. 判旨

裁判所は、車椅子のまま浴場に入ること合理的な理由なく拒否し、その後も X らが浴場に入ることができるよう配慮をしなかったことに対して、「公衆浴場における浴場（浴室）は、多くの人が全裸で入る場所であり、その安全面と衛生面については十分な配慮を求められることはいうまでもないところ、車椅子のままでの入場を認めた場合、車椅子のタイヤ部分等から浴場内に付着物が持ち込まれるおそれを否定することはできない。とりわけ微細なものであったとしても、金属片やプラスチック片等の付着物が持ち込まれ、それが浴場内に落下した場合、当該付着物により入浴客が負傷するおそれは否定し得ないし、細菌等が付着していた場合には、それ

による感染のおそれも否定し得ない。また、車椅子のまま浴場に入ること  
を認めた場合、他の入浴客が、タイヤ等に付着した汚れなどを見て、安全  
面や衛生面に不安を感じることがあり得るところである。

さらに、一概に車椅子といっても、様々なものがあり、老朽化し、整備  
が十分にされていない場合には、部品が落下するなどの危険性もあり得る  
し、当該車椅子の形状、操作の仕方や止める場所、浴場の混雑状況等によ  
っては、子供、高齢者及び視力の弱い入浴客等が当該車椅子と衝突し負傷  
する危険性も否定し得ない。そして、被告の従業員が、浴場内に入る車椅  
子の状況を入念にチェックしたり、他の入浴客と衝突しないかにつき注意  
を払い続けることを求めるのは困難を強いることであるといわざるを得な  
い。」として、YがXらに対し、車椅子のまま浴場内に入ることを拒否し  
たことはやむを得ないことと判断して不法行為を構成しないと結論付け  
た。

また、「公衆浴場を経営する事業者は、車椅子を利用する身体障害者が、  
障害者ではない者と同様に、公衆浴場を利用できるよう最大限の配慮をす  
ることが求められているといえることができる。その方法としては、浴場内  
に浴場用の車椅子（乙11の別紙参照）を設置したり、車椅子利用者を優先  
する洗い場を設けたり、車椅子利用者が、浴槽に入りやすいような構造と  
することなどが考えられる。そして、例えば、公衆浴場において、浴場内  
に浴場用の車椅子を設置し、それを利用することにより、車椅子利用者が、  
一定のルールの下で、一人で浴場に入るという事態が一般化し、かつ、そ  
のような措置を採ることについて特段の支障がないにもかかわらず、公衆  
浴場を経営する事業者が、当該措置を採らなかった場合には、社会的相当  
性を逸脱する行為として、不法行為責任を負うこともあり得よう。

しかし、現時点においては、車椅子を利用する身体障害者の浴場への入  
場について、事業者側が採るべき措置について定まったものがあると認め  
るに足りる証拠はなく、被告が特段の配慮的な措置を採らなかったからと  
いって、直ちに不法行為責任を負うとまでは認め難い。」と判断した。

裁判所は、当該入浴拒否につき説明すべき義務があったにもかかわらず

ず、これを怠ったことに対して、「原告らが受付係で入浴券を提示した時点では、被告の従業員において、原告らが車椅子のまま浴場に入ることまで認識することができたと認めることはできず（介護者が別途受付を通過していることもあり得ることである。）、上記説明義務を認めることはできない。

その他、被告の従業員の説明の時期及び仕方について、不法行為を構成するほどの違法行為があったと認めるに足りる証拠もないし、上記説明をしたからといって、原告らが、車椅子のまま浴場内に入ることができなかったことについて変わりはない（前記説示のとおり、車椅子のまま浴場内に入ることを禁止することが、理不尽なサービスの拒否に当たるとまではいえない。）」と結論付けた。

### 3. 評釈

本判決の問題点は、Y は X らが車椅子のまま浴場に入ることを合理的な理由なく拒否し、その後も X らが浴場に入ることができるように配慮をしなかったことが違法か否か、Y が入浴拒否につき説明すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったのか否かである。

これらの問題点を検討するに当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法という。）を参照する。このことによって不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮との関係を明らかにすることができる。本判決における X らの主張の中に、憲法 14 条 1 項、障害者権利条約及び障害者基本法を始めとする障害者の福祉に関する法令等を挙げていたが、これらの具体化である障害者差別解消法を採り上げることにする。

本判決は、障害者差別解消法の施行前の判例であるが、これらの問題点を障害者差別解消法の不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の観点から再構成し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の意義を明らかにするうえで重要な判決である。

### 3.1 障害者差別解消法と本判決

障害者差別解消法第7条は、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定める。

第8条は、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」と定める。

本判決の本件銭湯を経営していた株式会社は、事業者該当する。したがって、本判決には、障害者差別解消法第8条が適用されることになる。

事業者を対象とする障害者差別解消法第11条は、「主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。」と定める。

本判決の事業者に関連する対応指針は、衛生分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針（以下、対応指針という。）である<sup>(1)</sup>。

対応指針は<sup>(2)</sup>、不当な差別的取扱いについて基本的考え方、正当な理由の判断の視点に言及している。Y は X らが車椅子のまま浴場に入ることを合理的な理由なく拒否したのか否かについて、本判決の Y の主張は、正当な理由の判断の視点に関連する。

差別的取扱いに正当な理由があれば肯定されるが、正当な理由があるという判断は厳格である。この判断は、障害者、事業者、第三者の権利利益の観点を考慮すべきだとする。この点は、具体的には安全の確保、財産の保全、事業目的・内容・機能の維持、損害発生の防止などを挙げている。この中で本判決の事例に関係があるのは、安全の確保と損害発生の防止である。また、この判断は総合的・客観的な判断である。客観的な判断は、客観的な事実から裏付けられて、第三者から見ても納得の得られるものであるとする。正当な理由の根拠に抽象的な事故の危惧があるとか危険が想定されることでは十分でないとする。この点も本判決の事例に関連する。

対応指針は<sup>(3)</sup>また、合理的配慮について基本的な考え方、意思の表明、加重な負担の考え方などに言及する。本判決の事例は、X らが主張する合理的配慮を提供できた事例である。

### 3.2 不当な差別的取扱いと本判決

本判決における X らの主張における不当な差別的取扱いの根拠となることは、Y が当該禁止処分の理由として挙げた車椅子のタイヤから浴場内にレジオネラ菌が持ち込まれることと、車椅子が他の入浴客に接触する危険があることに対して、レジオネラ菌に対する有効な対策は清掃等による生物膜の発生防止及び除去等であり、車椅子と入浴客との接触は抽象的な危険にすぎないことである。

この X らの主張に対して、Y が主張する差別的取り扱いの正当性を、浴場が年齢及び身体的状況等を問わず全裸で入る場所であることから浴場の安全性及び衛生性を保持すべき義務があること、浴場には子、高齢者及び視力の弱い者等がいることから車椅子と接触する等不測の事故が起きる危険性があること、この危険性は他に車椅子利用者又は介護用具使用者がい

る場合や混雑状況によっては一層高まること、車椅子は室外を走行することから車椅子のまま浴場に入ることを認めた場合には、浴場にレジオネラ菌等が持ち込まれるなど衛生上の問題が発生するおそれがあることに置いている。

本判決は、この点について「公衆浴場における浴場（浴室）は、多くの人が全裸で入る場所であり、その安全面と衛生面については十分な配慮を求められることはいうまでもないところ、車椅子のままでの入場を認めた場合、車椅子のタイヤ部分等から浴場内に付着物が持ち込まれるおそれを否定することはできない。とりわけ微細なものであったとしても、金属片やプラスチック片等の付着物が持ち込まれ、それが浴場内に落下した場合、当該付着物により入浴客が負傷するおそれは否定し得ないし、細菌等が付着していた場合には、それによる感染のおそれも否定し得ない。また、車椅子のまま浴場に入ることを認めた場合、他の入浴客が、タイヤ等に付着した汚れなどを見て、安全面や衛生面に不安を感じることもあり得るところである。」と判断した。

本判決は、「さらに、一概に車椅子といっても、様々なものがあり、老朽化し、整備が十分にされていない場合には、部品が落下するなどの危険性もあり得るし、当該車椅子の形状、操作の仕方や止める場所、浴場の混雑状況等によっては、子供、高齢者及び視力の弱い入浴客等が当該車椅子と衝突し負傷する危険性も否定し得ない。そして、被告の従業員が、浴場内に入る車椅子の状況を入念にチェックしたり、他の入浴客と衝突しないかにつき注意を払い続けることを求めるのは困難を強いることであるといわざるを得ない。」と結論付けた。

### 3.2.1 公衆浴場法等

公衆浴場法第3条は、「営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。」と定めている。

したがって、Y は、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならないのである。

平成 14 年 10 月 29 日に厚生労働省健康局長から都道府県知事等に対してレジオネラ症発生防止対策に関する通知（以下、14 年通知という。）が出された<sup>(4)</sup>。14 年通知の基本的考え方において三つの総合的な対策を講じることの重要性が指摘されている。さらに条例等の例文の中で衛生に必要な措置、構造設備の基準、水質基準等が示されている。本判決との関係でいえば、特に衛生に必要な措置が重要である。

平成 15 年 2 月 14 日に同じく厚生労働省健康局長から都道府県知事等に対して公衆浴場における衛生等管理要領等の改正に関する通知（以下、15 年通知という。）が出された<sup>(5)</sup>。15 年通知は、公衆浴場における水質基準等に関する指針、公衆浴場における衛生等管理要領、旅館業における衛生等管理要領を示している。同じく本判決との関係でいえば、特に公衆浴場における衛生等管理要領が重要である。

令和元年 9 月 19 日に厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から都道府県知事等に対して公衆浴場における衛生等管理要領等の改正に関する通知（以下、元年通知という。）が出された<sup>(6)</sup>。元年通知によって 14 年通知は廃止された。元年通知は、公衆浴場における水質基準等に関する指針、公衆浴場における衛生等管理要領、旅館業における衛生等管理要領を示している。同じく本判決との関係でいえば、特に公衆浴場における衛生等管理要領が重要である。

これらの通知は、都道府県知事等に対してなされたものであり、直接的に営業者に対してなされたものではない。しかし、これらの通知の内容は、都道府県知事等を介して Y のような営業者が従う基準となると思う。

このような観点から本判決における X らの主張、Y の主張、本判決を分析すると、Y の主張する「車椅子は室外を走行することから車椅子のまま浴場に入ることを認めた場合には、浴場にレジオネラ菌等が持ち込まれるなど衛生上の問題が発生するおそれがある」とする部分については、車椅子のまま浴場に入ることを認めないことから直ちにレジオネラ菌が浴場に

持ち込まれずにレジオネラ症が発生しないと評価できず、他の入浴者からレジオネラ菌が浴場に持ち込まれる可能性を考慮するならば、正当な理由とはならないと思う。したがって、車椅子のまま浴場に入ることを認めつつ、Yのような営業者は、前述した通知の内容を遵守して、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じることが求められるのである。

本判決が言う「車椅子のままでの入場を認めた場合、……細菌等が付着していた場合には、それによる感染のおそれも否定し得ない」とする部分についても同様なことが当てはまると思う。

それ故、Xらが主張する「レジオネラ菌に対する有効な対策は清掃等による生物膜の発生防止及び除去等で」とある部分は、正当であると思う。

したがって、浴場にレジオネラ菌等が持ち込まれるなど衛生上の問題が発生するおそれがあるからと判断して、車椅子のまま浴場に入ることを認めないことは、不当な差別的取扱いになると考える。

### 3.2.2 抽象的な事故の危険の可能性

差別的取扱いに正当な理由があれば肯定されるが、正当な理由の根拠に抽象的な事故の危険があるとか危険が想定されることでは十分でないとする。

Yが主張する「浴場には子、高齢者及び視力の弱い者等がいることから車椅子と接触する等不測の事故が起きる危険性があること、この危険性は他に車椅子利用者又は介護用具使用者がいる場合や混雑状況によっては一層高まること」とする部分は、車椅子のまま浴場に入ることを認めないことに結び付けている。しかし、この指摘だけでは、抽象的な事故の危険があるとか危険が想定されることにすぎない。この意味でXらが言う「車椅子と入浴客との接触は抽象的な危険にすぎないことである」とする部分は適切な指摘であると思う。

本判決が言う「一概に車椅子といっても、様々なものがあり、老朽化し、整備が十分にされていない場合には、部品が落下するなどの危険性もあり

得るし、当該車椅子の形状、操作の仕方や止める場所、浴場の混雑状況等によっては、子供、高齢者及び視力の弱い入浴客等が当該車椅子と衝突し負傷する危険性も否定し得ない」とする部分についても、抽象的な事故の危惧があるとか危険が想定されることにすぎない。したがって、正当な理由を充足することはないと思う。

ただし、本判決が言う「車椅子のままでの入場を認めた場合、車椅子のタイヤ部分等から浴場内に付着物が持ち込まれるおそれを否定することはできない。とりわけ微細なものであったとしても、金属片やプラスチック片等の付着物が持ち込まれ、それが浴場内に落下した場合、当該付着物により入浴客が負傷するおそれは否定し得ないし、……車椅子のまま浴場に入ることを認めた場合、他の入浴客が、タイヤ等に付着した汚れなどを見て、安全面や衛生面に不安を感ずることもあり得るところである」とする部分は、比較的具体的な指摘である。

しかし、これだけの理由で全面的に車椅子のまま浴場に入ることを認めないことに結び付けることはできない。車椅子利用者は自ら車椅子のタイヤ部分等に金属片やプラスチック片等の付着物があるのか否かを確認して除去する必要がある。他方で、営業者も車椅子利用者が来た場合には、他の入浴客の安全性や衛生面を考慮して、車椅子のタイヤ部分等に金属片やプラスチック片等の付着物があるのか否かを確認して、車椅子利用者に注意を喚起し、必要に応じて付着物を除去する必要があると思う。Y の従業員が浴場内に入る車椅子の状況を入念にチェックすることは困難であるとは評価できない。

したがって、高齢者及び視力の弱い者等がいることから車椅子と接触する等不測の事故が起きる危険性があること、この危険性は他に車椅子利用者又は介護用具使用者がいる場合や混雑状況によっては一層高まること、一概に車椅子といっても様々なものがあり、老朽化し整備が十分にされていない場合には、部品が落下するなどの危険性もあり得るし、当該車椅子の形状、操作の仕方や止める場所、浴場の混雑状況等によっては、子供、高齢者及び視力の弱い入浴客等が当該車椅子と衝突し負傷する危険性を否

定し得ないこと、車椅子のタイヤ部分等から浴場内に付着物が持ち込まれるおそれを否定することはできず、とりわけ微細なものであったとしても、金属片やプラスチック片等の付着物が持ち込まれ、それが浴場内に落下した場合、当該付着物により入浴客が負傷するおそれは否定し得ないこと、他の入浴客がタイヤ等に付着した汚れなどを見て安全面や衛生面に不安を感じることもあり得ることから判断して、車椅子のまま浴場に入ることを認めないことは、不当な差別的取扱いになると考える。

### 3.3 合理的配慮と本判決

Xらが、「Yが車椅子のタイヤを消毒すること、浴室用車椅子を導入すること、車椅子利用者の優先席を設置することなどより制限的でない方法を探ることができたにもかかわらず、漫然とXの車椅子による浴場内への入場を拒否し続けた」と主張した。

このXらの主張に対して、Yは、「本件訴訟の和解手続においてXらに対し介添人を付けた上でYが用意した車椅子で入浴するなどの和解案を提示した」と反論した。

この点について、本判決は、「公衆浴場を経営する事業者は、車椅子を利用する身体障害者が、障害者ではない者と同様に、公衆浴場を利用できるよう最大限の配慮をすることが求められているということが出来る。その方法としては、浴場内に浴場用の車椅子（乙11の別紙参照）を設置したり、車椅子利用者を優先する洗い場を設けたり、車椅子利用者が、浴槽に入りやすいような構造とすることなどが考えられる。そして、例えば、公衆浴場において、浴場内に浴場用の車椅子を設置し、それを利用することにより、車椅子利用者が、一定のルールの下で、一人で浴場に入るという事態が一般化し、かつ、そのような措置を採ることについて特段の支障がないにもかかわらず、公衆浴場を経営する事業者が、当該措置を採らなかった場合には、社会的相当性を逸脱する行為として、不法行為を負うこともあり得よう。

しかし、現時点においては、車椅子を利用する身体障害者の浴場への入

場について、事業者側が採るべき措置について定まったものがあると認めるに足る証拠はなく、被告が特段の配慮的な措置を採らなかったからといって、直ちに不法行為責任を負うとまでは認め難い。」と判断した。

### 3.3.1 合理的配慮を確定する基準

対応指針は<sup>7)</sup>、合理的配慮の内容として、事業者の事業の目的・内容・機能に照らして必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について様々な要素を考慮し、代替措置の選択を含め、双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものであると定義する。

対応指針は<sup>8)</sup>、合理的配慮の具体例を基準・手順の柔軟な変更、物理的環境への配慮、補助器具・サービスの提供に分類して挙げている。ここに挙げられている車椅子利用者に関係のある合理的配慮は、施設内の段差にスロープを渡すことだけである。この事例は、本判決の事例とは異なる。

しかし、事前の改善措置として合理的配慮を的確に行うための環境整備に努めることとされ、バリアフリーに関して施設内の段差を解消すること、スロープを設置すること、トイレや浴室をバリアフリー化・オストメイト対応にすること、床をすべりにくくすること、車椅子で利用しやすい高さにカウンターを改善することなどを挙げている。これらの事例は、本判決の事例とは異なる。

対応指針は<sup>9)</sup>、障害特性に応じた対応として、肢体不自由で車椅子を利用している場合の主な対応を挙げている。たとえば、段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、店舗のドアを引き戸や自動ドアにするなどの配慮、机アプローチ時に車椅子が入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲の考慮、ドア、エレベーターの中のスイッチなどの

機器操作のための配慮、視線をあわせて会話する配慮、脊髄損傷者は体温調節障害を伴うことがあるため部屋の温度管理の配慮である。これらの事例は、本判決の事例とは異なる。

その他に、対応指針は<sup>(10)</sup>、障害特性に応じた具体的対応例として、旅館の浴場において椅子に座ると浴場の高さまで上昇するリフトが設置され、車椅子利用者への配慮がなされている事例を採り上げている。この事例は、本判決の事例に関連すると評価できる。

この最後の事例と合理的配慮の定義から考慮して、Xらが主張する浴室用車椅子を導入すること、車椅子利用者の優先席を設置することは合理的配慮として認められると評価できる。Yが主張するXらに対し介添人を付けた上でYが用意した車椅子で入浴することも同様に評価できる。

本判決が挙げている浴場内に浴場用の車椅子を設置したり、車椅子利用者を優先する洗い場を設けたり、車椅子利用者が浴槽に入りやすいような構造とすることも同様に評価できる。

本判決は、「現時点においては、車椅子を利用する身体障害者の浴場への入場について、事業者側が採るべき措置について定まったものがあると認めるに足りる証拠はな」と述べているが、障害者差別解消法が施行されたので現時点では事業者側が採るべき措置について定まったものがあると評価できる。

### 3.3.2 合理的配慮と意思の表明

対応指針は<sup>(11)</sup>、合理的配慮の提供を受けるためには、障害者自身が意思の表明をする必要があるとする。障害者自身の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が障害者自身を補佐して行う意思の表明を行うことができるとする。障害者自身が意思の表明が困難で、家族、支援者・介助者等を伴っていない場合には、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であれば、事業者は、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提供するために自主的に取り組むべきであるとする。

本判決の事例において、X1は、平成19年8月13日、本件銭湯の浴場へ車椅子のまま入って入浴した後に、X2は、同年9月28日、本件銭湯の浴場へ車椅子のまま入り、車椅子から降りて浴槽に入ろうとした時点で、Yの従業員から車椅子のまま浴場へ入ることは禁止されていることを告げられた事実を考慮するならば、この時点でXらが意思の表明をした事実はないと評価できる。

しかし、その後は、Yが言う「本件訴訟の和解手続においてXらに対し介添人を付けた上でYが用意した車椅子で入浴するなどの和解案を提示したことも考慮して、Xらの意思の表明があったと評価できる。

### 3.3.3 合理的配慮と加重な負担

対応指針によると<sup>(12)</sup>、加重な負担となる場合は、合理的配慮を提供する必要はない。この判断は個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要がある。この判断基準は、事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、事務・事業規模、財務状況であるとする。

Yの主張や本判決の内容を考慮するならば、加重な負担が問われているとは評価できない。したがって、前述した合理的配慮は加重な負担であると評価できないと考える。

### 3.4 説明義務と本判決

Xらは、本件銭湯には身体障害者用の駐車スペースを設けていたこと、YはXらが車椅子のまま浴場に入っていることを認識した後も禁止する掲示等をすることなく認めていたこと、XらはYから会員証を購入していること、Xらが車椅子のまま浴場に入ったことにより具体的な弊害が生じた事実はないこと、したがってYがサービスの拒否をする場合には、その理由を説明する必要があること、XらはYから会員証を購入してYとの間で会員契約を締結し、Yが当該契約の締結時にXらが車椅子利用

者であることを認識していたし、会員契約を締結した日及びその後も X らが車椅子のまま浴場に入ることを認識していたことなどを理由にして、Y は X らにそれぞれ受付係で入浴券を提示した時点で車椅子のまま浴場に入ることができないことを説明すべき義務があったにもかかわらず、Y は説明義務を怠ったと主張した。

このような X らの主張に対して、Y は説明義務を負っていたことについて否認又は争い、本件銭湯には会員契約を締結した事実はなく、会員証は料金の割引を受けることができるというだけの割引カードにすぎないと反論した。

本判決は、「原告らが受付係で入浴券を提示した時点では、被告の従業員において、原告らが車椅子のまま浴場に入ることまで認識することができたと認めることはできず（介護者が別途受付を通過していることもあり得ることである。）、上記説明義務を認めることはできない。

その他、被告の従業員の説明の時期及び仕方について、不法行為を構成するほどの違法行為があったと認めるに足りる証拠もないし、上記説明をしたからといって、原告らが、車椅子のまま浴場内に入ることができなかったことについて変わりはない（前記説示のとおり、車椅子のまま浴場内に入ることを禁止することが、理不尽なサービスの拒否に当たるとまではいえない。）」と結論付けた。

### 3. 4. 1 説明義務と差別的取扱いの正当な理由

Y は説明義務を負っていたことについて否認または争っているが、X らは Y との間で会員契約を締結していれば、Y が説明義務を負担したと考えても不合理ではない。会員証があること自体が会員契約を締結した証拠になると思う。

X らが受付係で入浴券を提示した時点で、Y の従業員は X らが車椅子のまま浴場に入ることを認識できたのではないかと思う。その時点で、Y の従業員は、障害者本人に浴場に入場できるのか否かを説明すべきであった。たとえ介護者がいたとしても、障害者本人に説明しない場合は差別に

なる。

この説明義務の履行は、差別的取扱いをする場合の正当な理由を示すことと一致している。障害者差別解消法における差別的取扱いをする場合の正当な理由を示すことは、民事法上の説明義務を尽くすことを意味している。この説明義務の内容は、正当な理由の判断基準の観点から考えればよいと思う。

前述したように、正当な理由の判断は、障害者、事業者、第三者の権利利益の観点を考慮すべきだとする。この点は、具体的には安全の確保、財産の保全、事業目的・内容・機能の維持、損害発生の防止などを挙げている。この判断は総合的・客観的な判断である。客観的な判断は、客観的な事実から裏付けられて、第三者から見ても納得の得られるものであるとする。正当な理由の根拠に抽象的な事故の危惧があるとか危険が想定されることでは十分でないとする。したがって、説明義務の内容は、このような正当な理由の判断基準を含んでいなければならない。

X らが主張している「Y は X らが車椅子のまま浴場に入っていることを認識した後も禁止する掲示等をすることなく認めていたこと、X らは Y から会員証を購入していること、X らが車椅子のまま浴場に入ったことにより具体的な弊害が生じた事実はないこと、したがって Y がサービスの拒否をする場合には、その理由を説明する必要性があること、X らは Y から会員証を購入して Y との間で会員契約を締結し、Y が当該契約の締結時に X らが車椅子利用者であることを認識していたし、会員契約を締結した日及びその後も X らが車椅子のまま浴場に入ることを認識していたことなど」は、Y が説明義務を尽くす必要性を根拠づけるものであるが、説明義務の内容は、本判決の事例に即して正当な理由の判断基準から行われなければならないと思う。前述したように、正当な理由はなかったので、Y は説明義務を尽くさなかったという結論になると思う。

#### 3.4.2 会員契約と合理的配慮

会員契約と合理的配慮について本判決の事例において問われていない。

しかし、Xらの主張を前提にしてこの課題を若干検討しておくことにする。

Xらが言う「本件銭湯には身体障害者用の駐車スペースを設けていたこと」と、「XらはYから会員証を購入してYとの間で会員契約を締結し、Yが当該契約の締結時にXらが車椅子利用者であることを認識していたし、会員契約を締結した日及びその後もXらが車椅子のまま浴場に入ることを認識していたこと」から、たとえXらとYとの間で契約上の合意がなくても、Yは車椅子利用者であるXらに対する信義則上の安全配慮義務を負担したと解釈することができる。安全配慮義務と合理的配慮は類似性がある。安全配慮義務の内容を合理的配慮の内容によって補充することができる。

したがって、本判決が挙げている浴場内に浴場用の車椅子を設置したり、車椅子利用者を優先する洗い場を設けたり、車椅子利用者が浴槽に入りやすいような構造とすることは、安全配慮義務の中に含めることができる。

#### 4. 結び

本判決の問題点は、YはXらが車椅子のまま浴場に入ることを合理的な理由なく拒否し、その後もXらが浴場に入ることができるように配慮をしなかったことが違法か否か、Yが入浴拒否につき説明すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったのか否かであった。

本判決後に施行された障害者差別解消法の観点から考察すると、前者の問題点について正当な理由がないので不当な差別的取扱いになり違法であると評価できる。本判決が挙げている浴場内に浴場用の車椅子を設置したり、車椅子利用者を優先する洗い場を設けたり、車椅子利用者が浴槽に入りやすいような構造とすることは合理的配慮であり、これを尽くさないことは違法であると評価できる。

後者の問題点について会員契約に基づき説明義務があったにもかかわらず

ず、正当な理由なくこれを怠ったと評価できる。

会員契約の信義則上の安全配慮義務の中に合理的配慮を取り込むことができ、合理的配慮の内容を契約法上のルールに乗せることができると思う。さらに理論的な研究を行うことにしたい。

なお、本判決のような事例が障害者差別解消法の施行後に起きている。合理的配慮の実施のために当事者間の建設的な対話が必要である<sup>(13)</sup>。

## 注

- (1) 厚生労働省、衛生分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針（平成 27 年 11 月 11 日厚生労働大臣決定）
- (2) 厚生労働省、前掲注（1）7 頁以下。
- (3) 厚生労働省、前掲注（1）8 頁以下。
- (4) 厚生労働省健康局長「公衆浴場法第 3 条第 2 項並びに旅館業法第 4 条第 2 項及び同法施行令第 1 条に基づく条例等にレジオネラ症発生防止対策を追加する際の指針について」健発第 1029004 号 平成 14 年 10 月 29 日
- (5) 厚生労働省健康局長「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」健発第 0214004 号 平成 15 年 2 月 14 日
- (6) 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」生食発 0919 第 8 号 令和元年 9 月 19 日
- (7) 厚生労働省、前掲注（1）9 頁。
- (8) 厚生労働省、前掲注（1）13 頁以下。
- (9) 厚生労働省、前掲注（1）18 頁以下。
- (10) 厚生労働省、前掲注（1）32 頁以下。
- (11) 厚生労働省、前掲注（1）9 頁以下。
- (12) 厚生労働省、前掲注（1）11 頁。
- (13) 毎日新聞 2018 年 8 月 9 日 地方版 / 愛知 21 頁。